

一般社団法人石垣市観光交流協会

有料バナー広告掲載申込書

設置場所	枠数	バナー広告規格	設置許可	月額使用料	申込 <input checked="" type="checkbox"/>
石垣市観光交流協会 ホームページ(トップ画面)	20 枠	・下段 A 枠(160px×65px) ・左上段枠(160px×160px)	会員企業	5,000 円	<input type="checkbox"/>
	6 枠	・下段 B 枠(320px×130px)	会員企業	30,000 円	<input type="checkbox"/>
		・下段 B 枠(320px×130px)	非会員企業	60,000 円	<input type="checkbox"/>

1. 先着順となりますので掲載場所をご希望に添えない場合もございますので予め了承下さい。

2. 申込の際は、申込書と使用料金、掲載するバナーデータをご持参の上ご来会ください。

3. バナー広告は掲載料金納入後の掲載となります。

本申込書をもって請求書とさせていただきますのでご了承ください。

(※バナーデータのみ、メールでの提出が可能です。 [E-mail:ishigaki@earth.ocn.ne.jp](mailto:ishigaki@earth.ocn.ne.jp))

一般社団法人石垣市観光交流協会 会長 大松宏昭 様

令和 年 月 日

石垣市観光交流協会管理の有料バナー広告管理運営規程を了承し、申したいします。

事業所名: _____

〒 _____

住 所: _____

連絡先: _____

E-mail: _____

代表者名: _____ 印

担当者名: _____

掲載希望期間: 令和 年 月 から 令和 年 月 末日まで

リンク先 URL: _____

(事務局記入欄)

事務局長	経 理	受 付

石垣市観光交流協会公式ホームページ
有料バナー広告管理運営規定

(目的)

第1条 本会事業の一環として、石垣市観光交流協会公式ホームページへの有料バナー掲載を募り、観光関係機関向けに貸し出を行い管理運営にあたり、本会事業運営資金とする。

(掲載期間)

第2条 原則として1ヶ月単位とする。

(募集時期)

第3条 随時募集とする。ただし、バナー広告枠が定数に達し次第締め切るものとする。バナー広告枠に空きが出た場合は、当会が発行する南島新聞やFAX・メール会員専用ページ・ホームページ記事にて募集を行う。

(掲載基準)以下に該当するバナー広告は掲載できません。

- 第4条
1. 責任または所在が不明なもの。
 2. 社会的秩序を乱す表現あるいはコンテンツ。
 3. 商標、著作権、写真等を無断で使用したもの。
 4. その他、本会が不適切と判断したもの。

(料金及びバナー規格)

- 第4条
1. バナー広告料・各枠のバナーサイズは下記の表のとおりとする。
 2. 本会会員企業は、ホームページ下段A枠とB枠の2箇所の使用申し込みをすることが出来る。
 3. 非会員企業の有料バナー広告設置場所は、本会ホームページ(トップ画面)下段Bの1箇所とする。
 4. 使用料金は、原則として1ヶ月単位での支払いとする。

設置場所	枠数	バナー広告規格	設置許可	月額使用料
石垣市観光交流協会 ホームページ(トップ画面)	20枠	・下段A枠(160px×65px) ・左上段(160px×160px)	会員企業	5,000円
	6枠	・下段B枠(320px×130px)	会員企業	30,000円
		・下段B枠(320px×130px)	非会員企業	60,000円

(申込方法)

- 第5条
1. 原則として、本会事務局へ申込書、使用料、掲載するバナーデータを添えて申し込むものとする。
 2. 広告掲載はバナー広告掲載料金納入後に掲載するものとする。
 3. 申込は先着順とし、定数に達し次第締め切るものとする。
 4. バナー広告のデータは、メールでの受取りまたは電子媒体での持込とする。

(禁止事項)

1. 有料バナー広告枠を使用する企業が運営又は作成したインターネットサイト以外へのリンクを禁止する。

(途中解約)

- 第6条
1. 有料バナー広告枠を使用する企業が、使用期間中に本会を退会した場合や、解約した場合は、残存期間の使用料は返金しない。
 2. 使用する会員企業が、本会会費を6ヶ月以上滞納し、再三の催促にも拘らず入金となされない場合は、本会「会費納入に関する規約」に基づき退会したものとみなし、当契約を解約し残存期間の使用料を滞納会費に充てるものとする。

(管理体制)

第7条 1. 石垣市観光交流協会公式ホームページの管理は、本会職員がその業務に当たるものとする。